

HSE マネジメントシステム鑑定ガイダンス

制定日 2017 年 4 月 14 日



一般財団法人 日本海事協会

HSE マネジメントシステム鑑定ガイダンス

目次

1. はじめに
2. 適用
3. 評価のプロセス
 - 3.1 一 般
 - 3.2 第一段階評価
 - 3.2.1 ギャップ評価
 - 3.2.2 HSE Plan 評価
 - 3.3 第二段階評価(現地評価)
 - 3.3.1 現地評価計画
 - 3.3.2 現地評価の方法
 - 3.3.3 現地評価結果への対応
 - 3.4 フォローアップ評価
4. 鑑定書
 - 4.1 鑑定書の発行
 - 4.2 鑑定書の有効期限
 - 4.3 鑑定書付属書
 - 4.4 鑑定書の公表
5. 手数料
6. その他
 - 6.1 情報の提供
 - 6.2 機密保持
 - 6.3 異議申立て及び苦情

添付 評価のフローチャート

HSE マネジメントシステム鑑定ガイドンス

改定 2024 年 12 月 2 日

1. はじめに

このガイドンスは、申請組織における HSE マネジメントシステムが「HSE 国際基準 (Oil Companies International Marine Forum(OCIMF), Health, Safety and Environment at new-building and repair shipyards and during factory acceptance testing)」及び「日本海事協会の HSE マネジメントシステム導入のためのガイドライン」で定める要求事項への適合性及び有効性等を保持する確認(以下「鑑定」という。)に関する日本海事協会(以下「本会」という。)の手順を記述した文書です。本会に鑑定を申込まれる場合、必ずご一読下さい。

2. 適用

- 1 本会は、本ガイドンス3項に従って鑑定を行い、適合していると認めた場合、鑑定書を発行致します。
- 2 申込組織は、対象とする事業活動及び事業所を特定して申込んで下さい。
対象事業者は、造船所及び同協力会社、並びに船用機器メーカーです。
また、申込組織は、下記のいずれかに該当する必要があります。
 - (1) 労働安全衛生マネジメントシステムが、第三者認証機関により認証され維持されていること。
 - (2) 労働安全衛生マネジメントシステムを自己で構築し、運用及び維持していること。本ガイドンスの対象に該当しない場合、申込みを受理できません。
- 3 本会は、申込組織が次のいずれかに該当した場合、鑑定を辞退し、その旨を通知致します。
 - (1) 本会と組織との間に、公平性への脅威となる利害関係があることが判明したとき
 - (2) 組織による重大な法令違反など、社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき
 - (3) 組織が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき
 - (4) 3.4 で定めるフォローアップ評価の実施を拒否した場合

3. 評価のプロセス

3.1 一般

評価は、「第一段階評価(ギャップ評価)」及び「第一段階評価(HSE Plan 評価)」、並びに「第二段階評価(現地評価)」を行います。

3.2 第一段階評価

3.2.1 ギャップ評価

- (1) 本会より提供された「HSE マネジメントシステム評価基準」を用いて、現在の組織の状況を自己評価し、結果を記入して下さい。
- (2) 自己評価結果とともに、「マネジメントシステム文書」を本会に提出して下さい。
- (3) 本会は、提出された自己評価結果及び文書进行评估し、又は照査し、対応策が必要な場合、文書で通知致します。
- (4) 必要に応じて、前項の対応策を協議するための場を設けることができます。
- (5) 対応策が完了後、「HSE Plan」の原案を作成し、本会に提出して下さい。

3.2.2 HSE Plan 評価

- (1) 本会は、提出された「HSE Plan」の原案进行评估し、必要な場合、改善すべき点を文書で提案致します。
- (2) 必要に応じて、前項の改善策を協議するための場を設けることができます。
- (3) 改善策が完了後、「HSE Plan」を完成させて、本会に提出して下さい。

3.3 第二段階評価(現地評価)

本会は、組織の事業所(現地)において、「HSE Plan」による運用状況进行评估します。

3.3.1 現地評価計画

本会は、第二段階評価(現地評価)の日時を、組織の同意を得て決定し、現地評価計画を作成します。現地評価は1回目に現状の「HSE Plan」運用状況の確認と発見された現場改善事項の通知を行います。一定期間後に再度現地評価を行い、前回発見事項の改善状況の確認を行います。

3.3.2 現地評価の方法

現地評価は、現地評価計画に従って、HSE 要員の方々への面談、文書・記録等の検証及び観察(構内巡視、作業の確認、安全装備・設備の確認、作業者へのインタビュー等)により行います。

3.3.3 現地評価結果の報告

本会が現地評価の結果を組織に報告することで現地評価のプロセスの終了となります。

3.4 フォローアップ評価

本会は以下の場合にフォローアップ評価の実施を要求することがあります。不適合事項の改善等の対応が実施された後に、3.3 に準じた方法でフォローアップ評価を行います。

- (1) 現地評価計画において、HSE Plan への適合が確認できない事項があった場合
- (2) 評価期間中に HSE 要員に関する人事異動があった場合
- (3) 評価期間中に HSE Plan に関連する組織変更が行われた場合
- (4) 重大な労働災害が発生した場合
- (5) その他本会が特に必要と認めた場合

4. 鑑定書

4.1 鑑定書の発行

3 評価のプロセスに基づく評価結果は、本会の規定に従い審議され、評価内容が適切である場合、鑑定対象組織、鑑定基準、鑑定場所、鑑定範囲、鑑定日、有効期限を記載した鑑定書を発行いたします。

4.2 鑑定書の有効期限

鑑定書の有効期限は評価完了日から起算して、翌年月末までとします。

4.3 鑑定書の付属書

4.1 で発行する鑑定書には付属書として、報告内容の一部を転記したものを添付します。

4.4 鑑定書の公表

発行する鑑定書(ただし付属書は除く)は組織名、事業所名、鑑定範囲、鑑定日、所在地とともに別途定める本会ウェブページにて公表いたします。

5. 手数料

本会は、本ガイドンスに従い鑑定を行ったとき、別に定めるところにより鑑定手数料及び旅費等の経費を請求致します。

6. その他

6.1 情報の提供

組織は、正確な情報を提供して下さい。本会は、鑑定に関する要求事項を組織に提供し、その変更について通知致します。

6.2 機密保持

本会は、鑑定を行う過程で得られた情報は、「組織によってすでに公開されている情報」を除き、全て機密情報とみなし、組織の書面による同意なしに第三者へ開示しません。

6.3 異議申立て及び苦情

組織は、鑑定に関して異議申立て又は苦情がある場合、本会に対し申立てることができます。

添付 評価のフローチャート

